

# キラ 輝っと さきベ

崎辺地区自治協議会だより

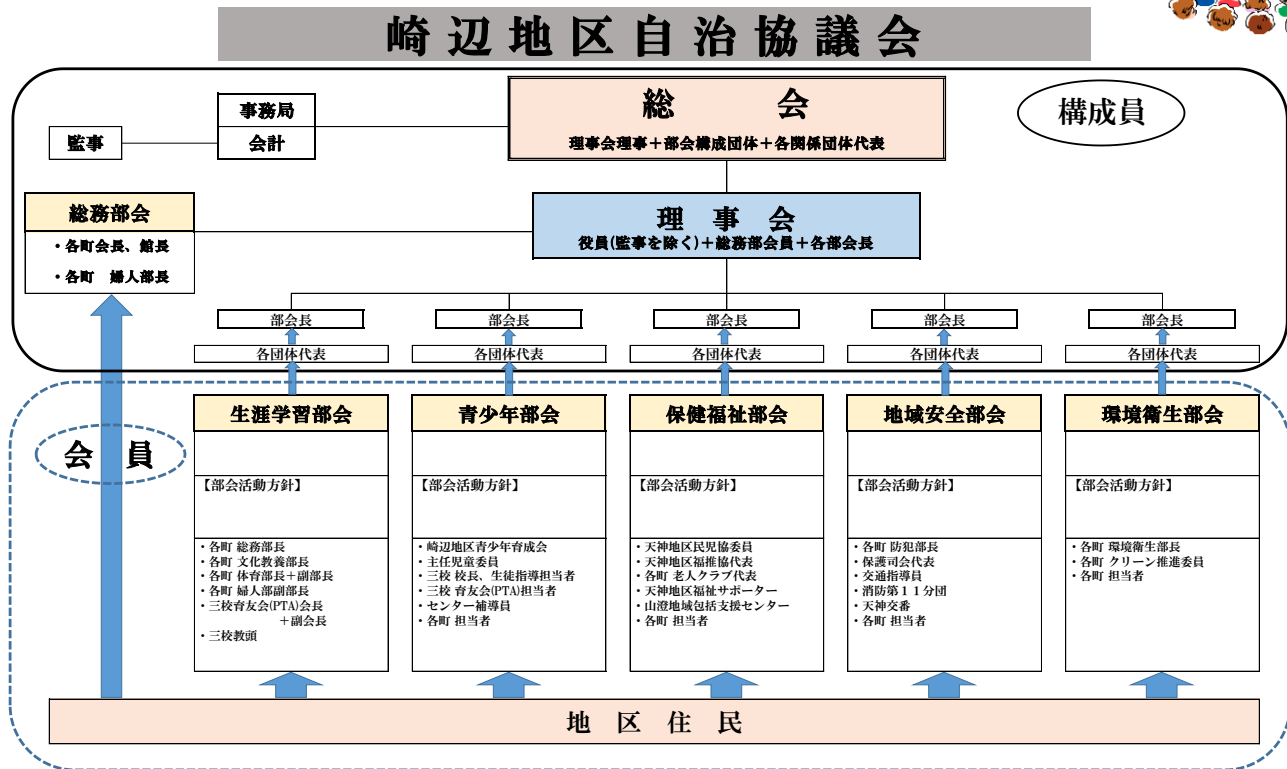
No. 2 発行日：H29. 4.20



前号に引き続き、新しく誕生した「崎辺地区自治協議会」について説明をします。崎辺地区5か町(東浜町1組・東浜町2組・東天神町・西天神町・十郎新町)の住民の皆様へ、自治協の内容についてお伝えしていきます。

事務局：崎辺地区公民館内  
場所：佐世保市十郎新町3番7号  
☎：(0956) 27 - 2170  
E-mail：[sakibe-ziti@tvs.12.jp](mailto:sakibe-ziti@tvs.12.jp)

## 自治協議会の組織は どうなっているの？



自治協議会の全体構成は、上の図のような組織から成り立っています。【総会】は自治協の最高議決機関であり、基本的に年一回開催され、理事会の理事と各関係団体代表者等が参加して当該年度の事業計画や予算、役員を選任や規約等の重要事項を決定します。【理事会】は、原則として月1回開催される常設の議決機関であり、自治協運営に関する事項を審議し決定します。

【総務部会】は、5か町の会長及び婦人部長で構成され、地域全体の課題や活動等についての情報交換や連携について話し合ったり、地区住民から出された要望や課題について理事会に提起する役目を果たします。5つの部会(生涯学習・青少年・保健福祉・地域安全・環境衛生)は、これまで実施されてきた伝統ある行事を分担して企画・運営を行ったり、より良いまちづくりを進めるために、新しい事業に取り組んだりすることもできます。

今まで一部役員の方々すべてを任せていたことを、なるべく分担して「負担感」を少なくし、多くの住民で<住民自治>を進め、次代の地域リーダーを養成していくことが大切になります。



## 自治協議会の予算は どうなっているの？

これまでは、崎辺地区に対して、佐世保市より生涯学習推進会へ(50万円)・自治協議会設立準備会へ(85万円)の補助金をいただき、さまざまな事業や活動を行ってきました。

今回、正式に「崎辺地区自治協議会」が発足しましたので、「佐世保市地域コミュニティ推進事業補助金」の交付を受けることができます。その内訳は、次のようになります。

- ◆「自治協議会運営・活動事業」(上限130万円)
  - ◆「自治協議会事務局運営事業(事務局員人件費)」(70万円)
- } **上限 200万円**

しかし、上限130万円の事業を実施する場合、補助率が85%となっていますので、崎辺地区自治協議会としては15%の自己資金が必要となります。この自己資金については、これまでご負担いただいていた各町内からの会費(負担金)で十分に賄える予定です。よって、住民の皆様には、これまで以上の負担金をお願いすることはないと思われます。

自治協議会の発足により、「町内会の活性化のために」「住みよいまちづくりのために」、さまざまな活動ができるようになったということです。

もっと詳しくお知りになりたい方は、各町の役員さん方へお尋ねください。

## 自治協議会は どんな「まちづくり」をめざしているの？

### ま ち づ く り 活 動 方 針

何度も書き記していますが、自治協議会の設立は、佐世保市の「地域コミュニティ推進事業」という施策であり、【住民自治の実現】(地域のことは地域で考え、地域住民が主体的に取り組むこと)をめざし、【市民協働のまちづくり】(市民と市民、市民と行政が、対等・平等なパートナーとして、まちづくりに一緒に取り組むこと)を進めています。そこで、崎辺地区自治協議会では、次のような「まちづくり方針」で取り組むこととしました。

#### 1 「ひと育て」活動

- ◆ 心のつながりを大切にしよう
- ◆ 学び合い・教え合いを大切にしよう
- ◆ 笑顔であいさつを交わし合おう



#### 3 「元気づくり」活動

- ◆ 生きがいづくりに努めよう
- ◆ 安心・安全なまちづくりをめざそう
- ◆ 子どもや高齢者を見守り支えよう



#### 2 「まち育て」活動

- ◆ 公民館活動や地域の行事に参加しよう
- ◆ 住民どうしの親睦・交流活動を促進しよう
- ◆ 美しいまちづくりに努めよう

#### 4 「輝きづくり」活動

- ◆ 思いやりの心を輝かそう
- ◆ 緑や海の美しさを輝かそう
- ◆ ルールを守る地域を輝かそう

～ ひと育て まち育て 元気で輝く まちづくり ～